

防火戸ピクトグラム等利用取扱要綱

制 定 令和元年9月2日

最近改正 令和3年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、防火戸ピクトグラム等を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において防火戸ピクトグラムとは、「防火戸ピクトグラム」使用ガイドラインに定めるデザインのことをいう。

2 この要綱において防火戸ピクトグラム等とは、防火戸ピクトグラム、「たった一枚の扉があなたを守る」リーフレット及び「防火戸ピクトグラム」使用ガイドラインのことをいう。

3 その他この要綱で使用する用語は、著作権法によることとする。

(権利)

第3条 防火戸ピクトグラム等に関する一切の権利は、横浜市及び著作者（株式会社エヌディーシー・グラフィックス）に属する。

(利用目的)

第4条 防火戸ピクトグラム等は、防火戸の存在、役割及び正しい使用方法を周知するとともに、防火戸の適正な維持管理を促すために利用するものとする。

(利用申請)

第5条 防火戸ピクトグラム等の利用を希望する者は、あらかじめ「防火戸ピクトグラム等利用申請書」（様式1）を横浜市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、横浜市長が認める場合には、その提出を省略することができる。

(利用承認)

第6条 横浜市長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を確認し、用途が第4条に定める利用目的に合致すると認める場合は、「防火戸ピクトグラム等 利用承認書」（様式2）により申請者に通知し、防火戸ピクトグラム等の電子データを支給することができるものとする。

(利用を承認しない場合)

第7条 横浜市長は、用途が第4条に定める利用目的に合致すると認めない場合又は前条

の規定にかかわらず、防火戸ピクトグラム等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとし、「防火戸ピクトグラム等 利用不承認書」（様式3）により申請者に通知する。

- (1) 横浜市の評定を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠にするなど独占的に利用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その利用が第3条に定める権利に照らして不相当であると認めるとき。

（利用上の遵守事項）

第8条 防火戸ピクトグラム等を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「防火戸ピクトグラム」使用ガイドラインを遵守すること。
- (2) 変形や色変え、部分の切り取り、造形の追加等の改変をしないこと。
- (3) 営利目的で利用しないこと。
- (4) 第4条に定める利用目的以外で利用しないこと。
- (5) 別に横浜市長が定めるものを遵守すること。

（利用承認の取消し）

第9条 横浜市長は、利用を承認された者が次の各号のいずれかに該当するときは、「防火戸ピクトグラム等 利用承認取消書」（様式4）を当該利用者へ通知することにより利用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、横浜市長が必要と認めるとき。

（所管）

第10条 防火戸ピクトグラム等の利用管理及びこの要綱に関する事務は、横浜市建築局違反対策課が所管する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に横浜市長が定めるものとする。

附 則（令和元年8月23日建違対第304号）

この要綱は、令和元年9月2日より施行する。

附 則（令和3年2月9日建達対第685号）
この要綱は、令和3年3月1日より施行する。

様式 1 (要綱第 5 条)

防火戸ピクトグラム等 利用申請書

年 月 日

横浜市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

「防火戸ピクトグラム等利用取扱要綱」第 5 条に基づき、次のとおり申請します。

なお、利用に際しては、上記要綱及び「防火戸ピクトグラム等利用取扱要領」に定める内容を遵守することを誓約します。

用途	
連絡先	所 属： 担当者名： 電話番号：
特記事項	私は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第 2 条第 2 号に定める暴力団、同条第 3 号に定める暴力団員、同条第 4 号に定める暴力団員等、同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。

防火戸ピクトグラム等利用取扱要領

制 定 令和元年9月2日

最近改正 令和3年3月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、防火戸ピクトグラム等利用取扱要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

(著作権の表示)

第3条 防火戸ステッカーとして利用する場合を除き、「© 2018 City of Yokohama+NDC Graphics」と著作権表示をすること。

(利用期間)

第4条 利用期間は、利用を承認した日から起算して1年とする。ただし、利用期間満了日までに横浜市長が要綱第9条に基づく「防火戸ピクトグラム等 利用承認取消書」（様式4）による通知を行わない限り、本利用承認は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用期間満了日までに利用を承認された者から更新しない旨の「申出書」（様式1）が提出された場合には、本利用承認は更新しないものとする。

3 要綱及びこの要領については、更新時点の最新のものを適用することとする。

(利用料)

第5条 防火戸ピクトグラム等の利用料は無料とする。

(利用上の制限等)

第6条 利用を承認された者は、防火戸ピクトグラム等の利用に際し、防火戸ピクトグラム等と他の著作物等を混在させてはならない。ただし、両者を明確に分離して利用し、第三者をして両者について出所の混同を生じさせるおそれがないと認められる場合には、この限りでない。

2 利用を承認された者は、防火戸ピクトグラム等の利用を開始する前に、成果物等を横浜市に提出すること。ただし、その性質上、完成品を提出することが困難な場合、横浜市と協議の上、イメージデータ等の提出に替えることができる。

3 横浜市は、利用を承認した者に対し、いつでも防火戸ピクトグラム等の利用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、利用を承認された者は速やかにこ

れに応じなければならない。

(譲渡等の禁止)

第7条 利用を承認された者は、当該承認に基づいて生じた権利義務の全部又は一部を他の者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(利用承認の取消し又は利用期間満了後の処理)

第8条 横浜市が利用承認を取り消したとき又は利用を承認した期間が満了したときは、利用を承認された者は、自己の責任と費用において、直ちに、防火戸ピクトグラム等の利用を中止し、横浜市から支給された電子データを廃棄又は消去処分しなければならない。この場合、利用を承認された者は、横浜市長に対し、速やかに、当該廃棄又は消去処分した旨の「報告書」(様式2)を提出するものとする。

(経費等の負担)

第9条 横浜市は、防火戸ピクトグラム等の利用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第10条 横浜市は、防火戸ピクトグラム等を利用したことにより起因する損害について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、防火戸ピクトグラム等を利用したことにより第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 利用者は、防火戸ピクトグラム等の利用に際して要綱又はこの要領に定める義務を履行しないため横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。
- 4 横浜市は、第2項及び第3項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第11条 横浜市は、広く利用促進を図る視点から、防火戸ピクトグラム等の利用承認の状況等について公開することができる。

(疑義の決定)

第12条 要綱、この要領又はその他防火戸ピクトグラム等について疑義が生じたときは、すべて横浜市の決定するところによるものとする。

附 則 (令和元年8月23日建違対第304号)

この要領は、令和元年9月2日より施行する。

附 則（令和3年2月9日建達対第685号）
この要領は、令和3年3月1日より施行する。

様式 1 (要領第 4 条第 2 項)

申 出 書

年 月 日

横浜市長

(申出者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

「防火戸ピクトグラム等利用取扱要領」第 4 条第 2 項に基づき、次のとおり防火戸ピクトグラム等の利用を終了することを申し出ます。

なお、利用期間満了後、同要領第 8 条に基づき、横浜市から支給されたデータを廃棄又は消去処分した旨の「報告書」(様式 2) を提出します。

利用を終了する理由	
-----------	--

様式 2 (要領第 8 条)

報 告 書

年 月 日

横浜市長

(報告者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

「防火戸ピクトグラム等利用取扱要領」第 8 条に基づき、次のとおり横浜市から支給された電子データを廃棄又は消去処分をいたしましたので、報告します。

廃棄又は消去処分した 年月日	年 月 日
方法	廃棄 ・ 消去